

## 平成 29 年度 第 1 回岩倉市子ども・子育て会議議事概要

日 時：平成 29 年 8 月 22 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時 45 分

場 所：岩倉市役所 会議室 7

出席者：委員 11 人、事務局 6 人

欠席者：委員 1 人

### 1. 委嘱状交付

### 2. あいさつ

事 務 局	○本日は、平成 29 年度第 1 回岩倉市子ども・子育て会議にご出席いただきありがとうございます。本日、認定こども園、保育園の利用定員の変更や平成 26 年度に策定いたしました岩倉市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の確認、計画期間の中間年として計画の見直しを議題に挙げさせていただいております。子ども・子育て支援新制度が始まりまして岩倉市も幼稚園、保育園の様子も変わってきたのではないかと考えております。委員として参画いただいております法人の皆様のご協力により、他市に先駆けて認定こども園も整備することができました。日本全国で言われております少子化が進んでいるのは岩倉市でも事実ではございますが、特に 3 歳未満の低い年齢から保育園、認定こども園に入園させたいという希望は増えてきております。保護者の就労の仕方の変化や核家族化の進行など様々な要因が言われておりますが、岩倉市でもこのような状況が続いていくと思われまますので、これまでと同様に公立の保育園だけでなく、民間の協力を得ながら市民の皆様のニーズに応じていきたいと考えております。また、学童期の学童保育や保健師からの報告もさせていただきます。委員の皆様の忌憚のない意見を聞かせていただいて、今後の事業に生かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
会 長	○皆さんとともに岩倉市の子ども未来を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 3. 自己紹介

委員が名簿の順に自己紹介

### 4. 議題

#### (1) 認定こども園、保育園の利用定員の変更について

事 務 局	※資料 2 「認定こども園、保育園の利用定員の変更について」の説明。
会 長	○1 歳児、2 歳児の要望が多いので定員を変更するということですが、いかがでしょうか。
委 員	○0 歳児が増える見込みはありますか。
事 務 局	○0 歳児については、平成 28 年度に岩倉駅前に「こどものまち保育園」が小規模保

	<p>育事業所として曾野福祉会の協力により開設されました。</p> <p>0歳児の場合は、育児休業を利用できる人がほとんどで、どうしても必要な方が利用されている状況です。4月入園をご希望の方は入園できていますが、入園する時期がずれますと入園をお待ちいただく場合もあります。</p>
会 長	<p>0歳児の場合は、育児休業を取ることができるけれども、1・2歳児は入園希望者が多く、入園が難しいこともあるということですね。</p>

## (2) 岩倉市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

事 務 局	<p>※資料3-1「岩倉市子ども・子育て支援事業計画における点検及び評価について」、3-2「岩倉市子ども・子育て支援事業計画 施策の進捗状況報告票」の説明。</p>
委 員	<p>○資料8ページの放課後児童健全育成事業について、平成28年度の6年生の量の見込みの13人に対して、実績は0人ですが、実際のニーズはあるのでしょうか。また、制度が浸透していないのでしょうか。6年生ぐらいになると児童クラブへ行かなくてもよくなるのでしょうか。本当に必要性があるのかどうかといったところに疑問を感じたのですが、いかがでしょうか。</p>
事 務 局	<p>○国は、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートしました。また、同時期に各自治体で子ども・子育て支援事業計画を作りました。子育て、就労支援として放課後児童クラブがあり、国が施策として放課後児童クラブの対象学年を6年生まで拡大するよう指示しています。それを受け、岩倉市でも小学校内の放課後児童クラブの一部で対象学年を6年生まで拡大し、今年度、建設計画中の放課後児童クラブでも対象学年を6年生まで拡大する予定です。</p> <p>放課後児童クラブの整備にあたっては、利用ニーズに基づいて整備して対象学年を拡大しています。5・6年生ぐらいになると家で過ごすことができるのか、まだ制度が浸透していないのか、制度が浸透すると児童クラブの利用をするようになるのかということについては、今後の様子を見ていきたいと考えています。</p>

## (3) 岩倉市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

事 務 局	<p>※資料4「岩倉市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表」の説明。</p>
委 員	<p>○以前、お子さんが小学校に1人、保育園に2人いて、空いている保育園がなく別々の保育園に通っていて困っている方がいましたが、兄弟の子が同じ保育園に通える幼児期の保育の人数配置になっているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>○現状としては、兄弟のお子さんが全て同じ保育園に通うことができている状況ではありません。同じ保育園に通うことができていない方は、平成28年度で14組ありましたが、平成29年度は8組に減っています。</p> <p>保育園の入園にあたり、保育園入園選考基準指数表で点数をつけさせていただき利用調整を行う中で、兄弟の入園に対して点数を上げるよう配慮させていただいております。</p>

	<p>0歳児と上のお子さんが入園される場合ですと、0歳児保育を全ての保育園で実施していないため、兄弟で一緒に保育園に入れないということもあります。</p> <p>また、8組の方の中にも、自宅から離れた保育園であれば兄弟で通うことができる状況にありましたが、年長のお子さんが小学校に上がったときのことを見据えて、兄弟別々の保育園になっても近所に友だちがいた方がよいということで、ご承知の上で、年長のお子さんは自宅近くの保育園を、下のお子さんは別の保育園を選ばれた方もあります。</p> <p>兄弟が別々の保育園になってしまうということは課題として捉え、入園する保育園を振り分ける際にはできる限り考慮させていただきたいと考えています。</p>
委 員	<p>○資料6ページで病児保育事業がありますが、利用金額や利用時間について教えてください。また、学校などでインフルエンザが流行ったときにお困りの保護者にこの事業のことを勧めてもよいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>○計画と実績の数値をみますと、量の見込みに対して確保目標量の方が多いので、まだ受け入れる余力があると言えます。ただ、定員4人に対して、風邪が流行る時期になりますと利用が重なり、利用できないといったこともあるようです。</p> <p>利用時間は、小児科医さんに開設していただいていることもあり、午前8時30分からです。保育園の保育時間が午前7時30分からとなっていますので、午前8時30分よりも前に保育園に預けている方は、お仕事には遅刻していただくような状況になっています。夕方は、基本午後5時まで預かります。</p>
委 員	<p>○お昼ご飯は食べさせていただけるのですか。</p>
事 務 局	<p>○お弁当を持参していただくことになります。</p>
委 員	<p>○小学生の利用金額はいくらですか。</p>
事 務 局	<p>○小学生は800円です。年齢に応じて、3歳未満2,100円、満3歳900円、満4歳以上800円となっています。</p>
委 員	<p>○仕事を遅刻して、早退しなければならなかったり、対象が小学校3年生までなので小学校4年生の子は預けられなくて仕事を休まなければならなかったりしました。また、感染症やインフルエンザは受け入れしてもらえず、風邪や熱のときだけの受け入れのため、結局利用できなかったです。</p>
委 員	<p>○訪問型病児保育となると、家に来てもらうことができるのですか。</p>
事 務 局	<p>○訪問型病児保育の趣旨は、お子さんが病気のときにそのお宅を訪問することです。</p> <p>保育園の保護者の方と話をさせていただく機会の中で、家に来てもらえるという安心感もある一方で、訪問ですと自宅まで来てもらい見知らぬ人に家に上がっていただく心配もあるといったご意見もいただいております。</p>
委 員	<p>○いろんな事業があれば選ぶこともできますね。</p>
事 務 局	<p>○現状の中で拡充を望まれる声もありますので、できる限り充足していきたいと考えております。</p>
委 員	<p>○資料9ページの療育支援訪問事業で、療育支援の必要があるというのはどういった状況なのでしょう。また、どういった支援がされるのでしょうか。</p>

委員	○療育支援を受けられる年齢はどれぐらいを考えてみえるのですか。
事務局	○療育支援の対象となる判断の基準として、若年の妊婦、望まない妊娠で妊娠期から継続的な支援を特に必要とする人、産後間もないところの概ね1年程度で養育者おもに母親で育児ストレスや産後うつなどで子育てに対して強い不安感を抱える人、食事や衣服など家で不適切な養育状態にある人、虐待の恐れやリスクのある人、児童養護施設などから退所してきた人、里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭などが対象となります。 ○国が進めている養育支援訪問事業は、虐待のリスクや育児に対するリスクが高い人を対象とした事業になっています。産後に里帰りをされず買い物が大変というような状況では対象とならないということが国のガイドラインからは読み取れます。 ○支援をもらいたいということで支援を受けられるものではなく、出産、産後で目が離せない家庭や支援の必要度が高い方が対象に支援を行っていくものです。
委員	○学校の中での支援は可能ですが、家庭への支援がなかなか難しいため県や福祉課の人にお世話になって成果を上げているので、新しい取り組みができて、連携が取れて、家庭への支援が行政側からお手伝いいただけるとありがたいなと思っています。
委員	○現状では、支援の必要な家庭に対する支援はないのでしょうか。
事務局	○現在でも支援が必要だと思われる家庭の方には、福祉課の方でも虐待などで支援が必要な家庭の情報を共有する場が設けられています。その会議の中でも産後に支援が必要な方も情報が挙がってきています。 ○現状では、制度としてはありませんが、福祉課、子育て支援課、健康課がチームを組んで必要なところに訪問したり、保育園に入れるよう入園先を探したりしています。現在、対象の家庭が落ち着いた状態で月1回の訪問ですが、落ち着く前の状態では午前午後も訪問するなどして対応しています。養育支援訪問事業の制度を整えば、対象家庭を訪問する専門の職員が配置され、充実していくと考えています。
委員	○療育支援訪問事業と赤ちゃん訪問事業とどのように違うのですか。
事務局	○赤ちゃん訪問事業は、当市では出生されたお子さんご家庭に地域の民生委員さんが訪問してプレゼントを渡して、育児の状況を確認したり、相談を受けたりしています。赤ちゃんが生まれた全ての家庭を訪問しています。 ○これまでも赤ちゃん訪問事業で気になる家庭があれば、福祉課、健康課、子育て支援課が連携して支援を行ってきたところを、福祉課で養育支援訪問事業を専属の職員を配置して行っていくということになります。
委員	○当初の計画の児童数よりも中間年の見直しにおける児童数の方が多くなったという理解でよいのでしょうか。平成30年度には、児童数がまた減少する見込みですが、もしも児童数が増えたのならば来年度にまた計画の見直しを行うのでしょうか。
事務局	○国勢調査によりますと、当市では、平成22年は前回調査より児童数が減少して

	<p>いましたが、平成 27 年には微増に転じました。そうした統計からの児童数と現実との差が出て、計画の数値とのかい離が生じたことにより、今回の見直しを行うことになりました。また、全国での傾向として人口減は変わらないので、児童数が減少していくことは避けられないものと思われます。</p> <p>計画は 5 年間の計画で、その中間年の平成 29 年に見直しを行うとしており、見直しによって平成 30 年度、31 年度の実績が計画と異なるかもしれませんが、平成 32 年度からの 5 年間の計画はその実績も加味したもので策定することになるとと思われます。</p>
会 長	○議題（１）から（３）までについて承認いただけるということによろしいでしょうか。
委 員	（異議なし）
会 長	○議題（１）から（３）について承認をいただきありがとうございました。

#### （４）その他

会 長	○その他で委員の皆さんからありましたらお願いします。
委 員	<p>○平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタートして、現場として思うことがありますので、この場でお願いをさせていただきたいと思います。</p> <p>1 点目に、1 号認定と 2 号認定の保育料について思うところがあります。1 号認定の幼稚園部分については保育料に給食代やお預かりの料金が含まれておりません。それにも関わらず 1 号認定と 2 号認定の方との保育料の差が本当に僅かしかありません。1 号認定の子どもとその保護者にも光が当たるようにしていただけないでしょうか。</p> <p>2 点目に、兄弟児の入園の難しさや産後うつの方の話がありましたが、そうした方が入園したいとみえたときに点数だけでやってしまうと杓子定規で片づけられてしまって入園できませんでしたといったことがあります。点数ももちろんですが、心の部分でこの園がいいと言われる保護者の希望に寄り添っていただいたうえで変更していただけないでしょうか。</p> <p>3 点目に、広域入所について、こどもの森保育園は小牧市から徒歩 5 分ぐらいのところにもあり、小牧市の方から子どもが大変だから預かってほしいというご相談もありますが、今のところは全てお断りをしています。岩倉市の待機児童対策が解決されなければ、そうした方たちのサポートをさせていただくことは難しいかもしれませんが、待機児童が解消された折には、こうした方たちにも少しサポートをさせていただけたらと考えていますので、市でも考えていただけたらと思います。</p> <p>4 点目に、メディアでも言われていますが、私たち保育園や幼稚園教諭の処遇は、全職種に比べまして 10 万円ほど低いと言われております。先生たちは日々とても一所懸命に仕事をしていただいている中で、運営者としても何とかしてあげたいと思っています。そのあたりのところを市の方でも助けていただきたいと思います。</p>

	<p>5点目に、感染症時の休園の扱いについて、現場で0歳児の子が1人も登園できないといった感染症が起こります。そういったとき学校などであれば休校などの処置が取られると思いますが、保育園や認定こども園では休園の措置が認められていません。保育園で異常な感染が認められるときには、学級閉鎖や園閉鎖をさせていただき、様子を見させていただき、これ以上被害がいろいろなところに広がらないようにさせていただきたいです。先生たちも守らないといけない立場にありますので、そのあたりも考えていただければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>○幼稚園の1号認定の方に預かり保育として、午後3時から午後5時の間で利用していただいています。実数として、月平均で40人ぐらい、延べ200人ぐらいの方に利用していただいています。月10日以上利用される方が10人ぐらいみえます。そうした方たちから1日250円、月6,500円をいただいています。名古屋市ですと、一定の日数以上の利用があると2,000円補助が出るといった制度があったりします。岩倉市でも教育部分を利用する家庭のご負担も軽減するようなことを検討していただけるとありがたいなと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>○1点目の1号認定と2号認定の費用について、その差をなくすというのは、1号認定の金額を安くするのか、2号認定を高くするのか、どちらかでないとバランスが取れないということですが、2号認定の保育を利用する方たちの保育料を上げるというのも難しいところです。また、1号認定の金額を下げるということは、市の財源から持ち出すことになります。このことは十分に検討してから答えを出していく必要がありますので、現状でお願いしたいと思います。</p> <p>2点目の兄弟児の入園については、国から方向性が出されている中で、当市では保育を利用する人全員を点数化して保育の重要度を見えています。例えば公立保育園の第1希望でなく第2希望となった人が、認定こども園を第1希望で選ばれる人よりも点数が高くなった場合には、公立保育園第2希望の人が認定こども園側に入ることになり、認定こども園を第1希望としていた人は優先順位が後になることがあります。第1希望の園を最優先にしても、保育の重要度の高い人で第1希望の園に入園できないこともあります。申込状況を見ながら、できる限り兄弟のお子さんが同じ園に入園できるよう配慮し、0歳児保育を実施していない園もあり兄弟で同じ園に入園できない場合は相談しながら入園先を決めさせていただきたいと考えています。</p> <p>3点目の市外の人のお受入について、現状としては1・2歳児のお子さんのお母さんが年度途中で育児休暇から仕事へ復帰しようとしても入園できないような状況でありますので、来年度1・2歳児の定員を2園で10人ずつ増やしていくといった状況です。年度当初、定員に余裕があったときに広域入所で市外の人を受け入れ、年度途中で市内の人が受け入れられないといったことが起こることも考えられますので、今の状況では難しいと思われまます。</p> <p>4点目の職員の処遇について、認定こども園の方には公定価格を基準とし、施設型給付としてそれぞれの園に支給しています。国から保育士の研修や処遇を改善するための補助金のメニューが示されていますので、当市でも補助金が出るもの</p>

	<p>は活用しております。市単独で上乗せをしている自治体もあれば、据え置き自治体もありますが、当市では現行の市単独の補助に加え、国の補助金を活用して処遇改善を行っていきたくと考えています。</p> <p>5点目の感染症時の休園について、保育園が休園や学級閉鎖になってしまうと、就労支援の観点から仕事をしている人がお子さんを預けられなくなってしまうといったこともありますので、これまでは保育園では休園や学級閉鎖をしておりませんでした。その流れで認定こども園でも保育部分では休園や学級閉鎖をしていただかないという現状です。これらのことはすぐに回答できないところもありますので、ご意見として承りまして、あらためてお話をさせていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>○仕事をしていなくて、子どもを預けて、仕事を探したいという人はどうしたらよいのでしょうか。ハローワークに行ったら、子どもを預けるところを決めてから仕事を探してくださいと言われるし、市役所へ行くと仕事が決まってから保育園に預ける手続きをしてほしいと言われ、大変な思いをしたことがありました。そうした場合、子どもを預けるところがあるのでしょうか。もし支援の場所があるのであれば、もう少しわかりやすく表示してほしいなと思います。</p>
事務局	<p>○一時保育やファミリーサポート事業という制度があります。ファミリーサポート事業は、援助していただける方にご登録いただいておりますので、お子さんを預かってほしいなどの理由で利用したい方にも登録いただき、利用したいときに合わせて援助していただける人に依頼するというものです。</p>
会長	<p>○質問もないようですので、以上で議題を終わらせていただきます。</p>

## 5. その他

以上